

平成 23 年度税制改正及び 新認定制度等に関する調査

報告書

平成 23 年 11 月

内閣府大臣官房市民活動促進課

○調査の目的

NPO法の改正について、超党派のNPO議連で検討が行われ、議員立法として①寄附税制適用の認定事務及び法人格の認証事務の都道府県・指定都市での一元的な実施、②寄附金控除等の対象となる認定要件の緩和・仮認定の導入、認定等の効果の拡充、③認証制度の見直し等を盛り込んだ「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案」が国会に提出され、平成23年6月15日に成立、平成24年4月1日より改正NPO法が施行されることとなった。また、平成23年度税制改正法案についても平成23年6月22日に成立、同月30日に施行されたところである。

平成24年4月からの新制度施行に向けては、その周知が重要であり、そのため現時点での改正NPO法等に関する理解の状況等を把握するため、今回のアンケート調査を実施することとした。また、今回の東日本大震災において、被災者支援を行っている法人の割合や、どのような支援活動を行っているか等の特定非営利活動法人と被災者支援との関わりの調査についても併せて行った。

○調査の概要

(1) 調査期間 平成23年10月15日(土)～10月31日(月)(17日間)

(2) 調査対象

全国の特定非営利活動法人

- ・ 発送対象法人数 15,000 法人(※)
- ・ 回答法人数 2,111 法人 (回収率 14.1%)
- ・ 有効回答数 2,111 法人

(3) 調査方法 インターネットでの回答方式

(※) 発送対象法人の抽出方法

内閣府又は各都道府県から認証を受けた特定非営利活動法人(平成23年8月末日現在で43,351法人)のうち、無作為に抽出した15,000法人を対象とした。

なお、抽出には各都道府県別に特定非営利活動法人数を按分し、抽出間隔を決定して行った。

■報告書の記述に関する留意事項

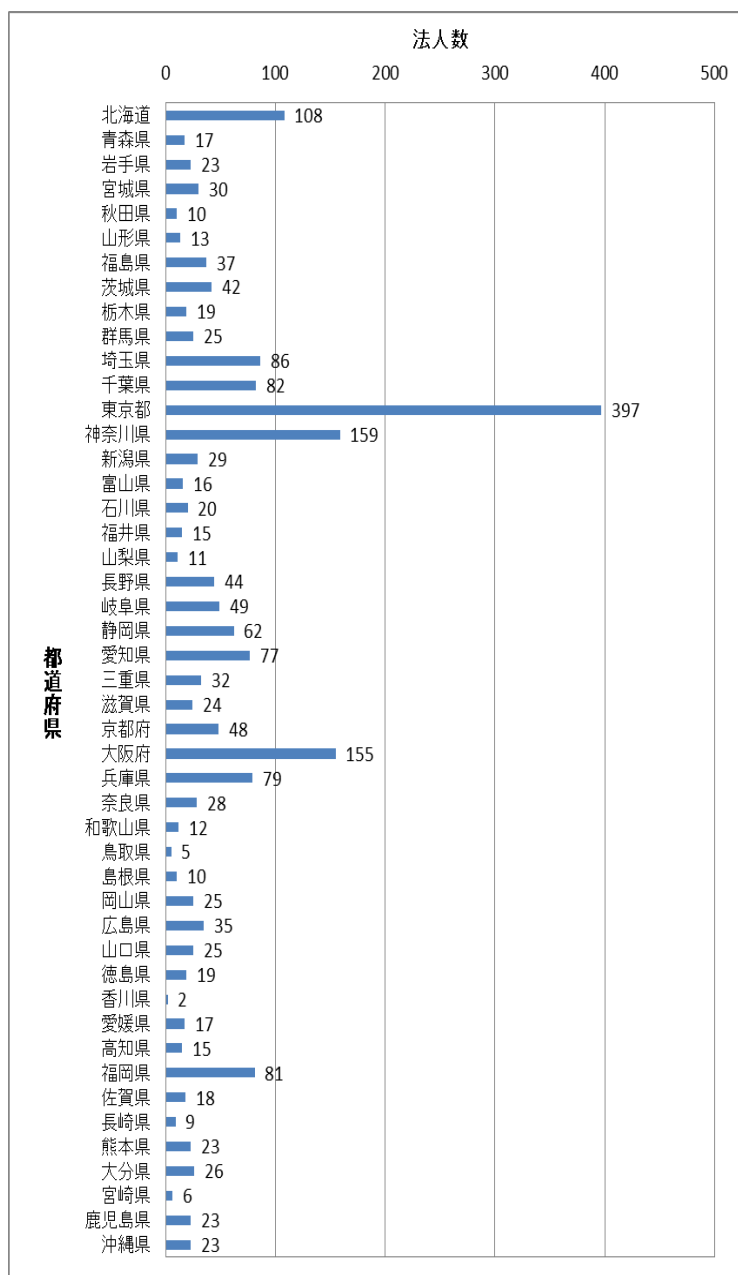
(1) 用語説明

“n”は、有効回答を指し、原則としてn数に対する比率を%表示(割合)で記している。

(2) 集計結果は、原則として小数点第二位以下を四捨五入して表記しているため、合計が100%にならない場合がある。

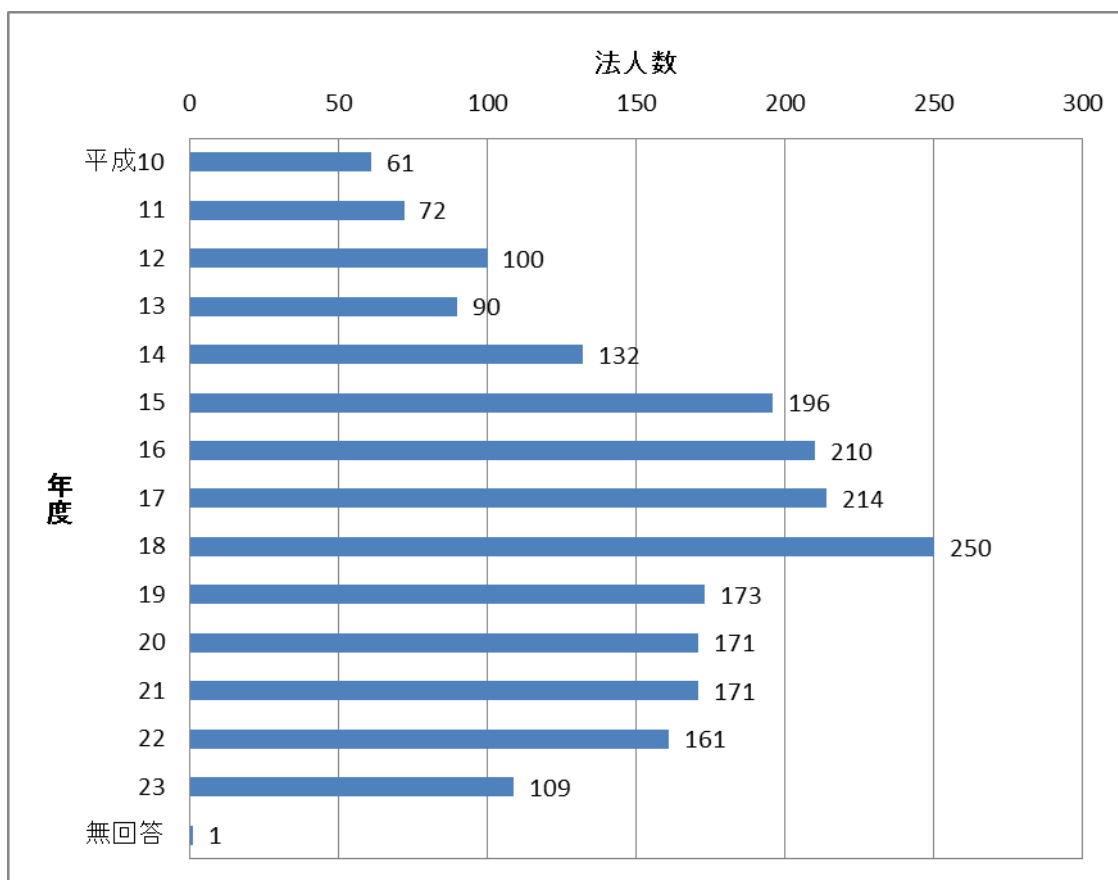
問1. 主たる事務所のある都道府県をお答えください。(n=2,111)

都道府県	法人数	%
北海道	108	5.1%
青森県	17	0.8%
岩手県	23	1.1%
宮城県	30	1.4%
秋田県	10	0.5%
山形県	13	0.6%
福島県	37	1.8%
茨城県	42	2.0%
栃木県	19	0.9%
群馬県	25	1.2%
埼玉県	86	4.1%
千葉県	82	3.9%
東京都	397	18.8%
神奈川県	159	7.5%
新潟県	29	1.4%
富山県	16	0.8%
石川県	20	0.9%
福井県	15	0.7%
山梨県	11	0.5%
長野県	44	2.1%
岐阜県	49	2.3%
静岡県	62	2.9%
愛知県	77	3.6%
三重県	32	1.5%
滋賀県	24	1.1%
京都府	48	2.3%
大阪府	155	7.3%
兵庫県	79	3.7%
奈良県	28	1.3%
和歌山県	12	0.6%
鳥取県	5	0.2%
島根県	10	0.5%
岡山県	25	1.2%
広島県	35	1.7%
山口県	25	1.2%
徳島県	19	0.9%
香川県	2	0.1%
愛媛県	17	0.8%
高知県	15	0.7%
福岡県	81	3.8%
佐賀県	18	0.9%
長崎県	9	0.4%
熊本県	23	1.1%
大分県	26	1.2%
宮崎県	6	0.3%
鹿児島県	23	1.1%
沖縄県	23	1.1%
合計	2,111	100.0%



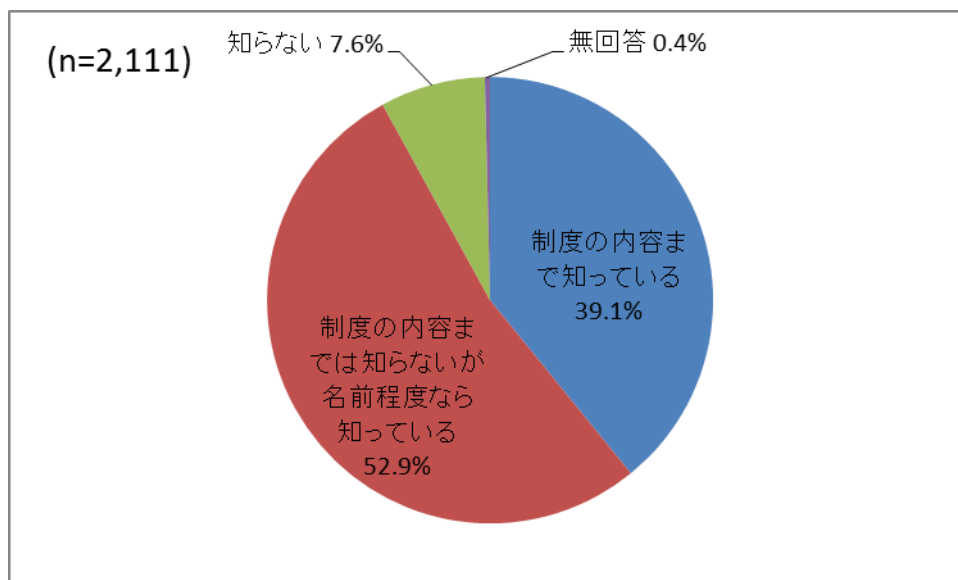
問2. 特定非営利活動法人（NPO法人）の認証年月をお答えください。(n=2,111)

年度	法人数	%
平成10	61	2.9%
11	72	3.4%
12	100	4.7%
13	90	4.3%
14	132	6.3%
15	196	9.3%
16	210	9.9%
17	214	10.1%
18	250	11.8%
19	173	8.2%
20	171	8.1%
21	171	8.1%
22	161	7.6%
23	109	5.2%
無回答	1	0.0%
合計	2,111	100.0%



問3. 「認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）制度」を御存知ですか。該当する番号
ひとつを選んでください。（n=2,111）

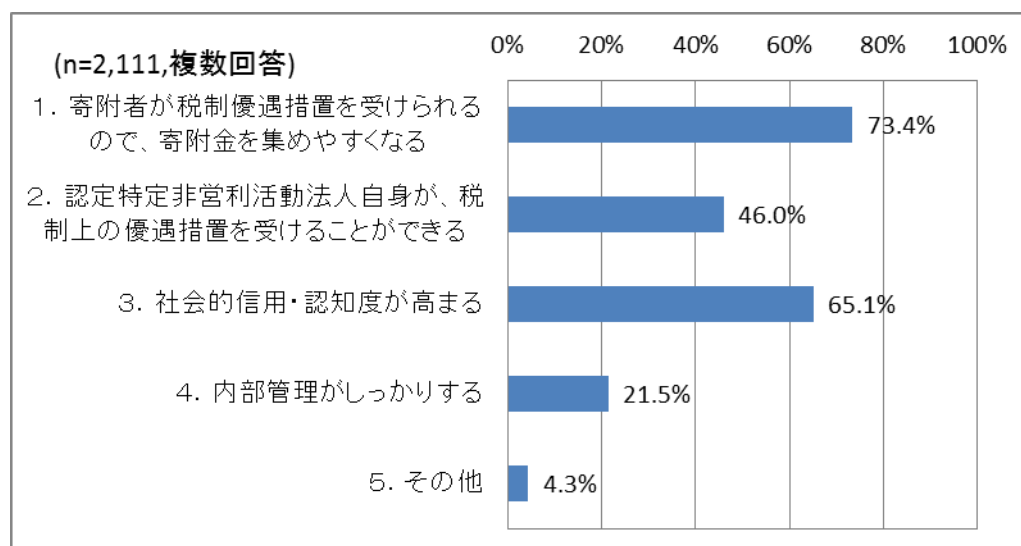
	法人数	%
1. 制度の内容まで知っている	826	39.1%
2. 制度の内容までは知らないが名前程度なら知っている	1,116	52.9%
3. 知らない	161	7.6%
4. 無回答	8	0.4%
合計	2,111	100.0%



問4. 「認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）」になることで得られるメリットはどのようなものだと思いますか。該当する番号全てを選んでください。

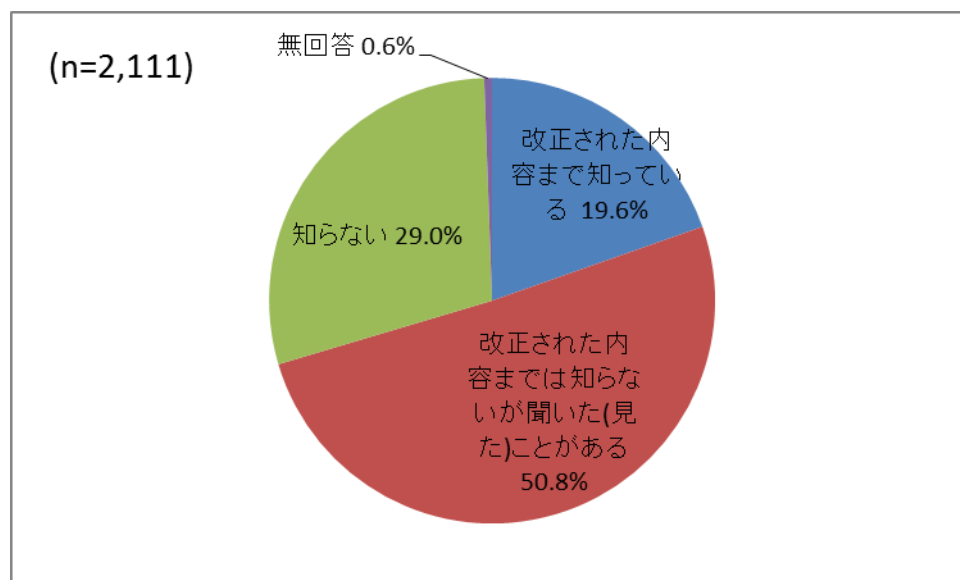
(n=2,111, 複数回答)

	法人数	%
1. 寄附者が税制優遇措置を受けられるので、寄附金を集めやすくなる	1,549	73.4%
2. 認定特定非営利活動法人自身が、税制上の優遇措置を受けることができる	971	46.0%
3. 社会的信用・認知度が高まる	1,374	65.1%
4. 内部管理がしっかりする	453	21.5%
5. その他	91	4.3%



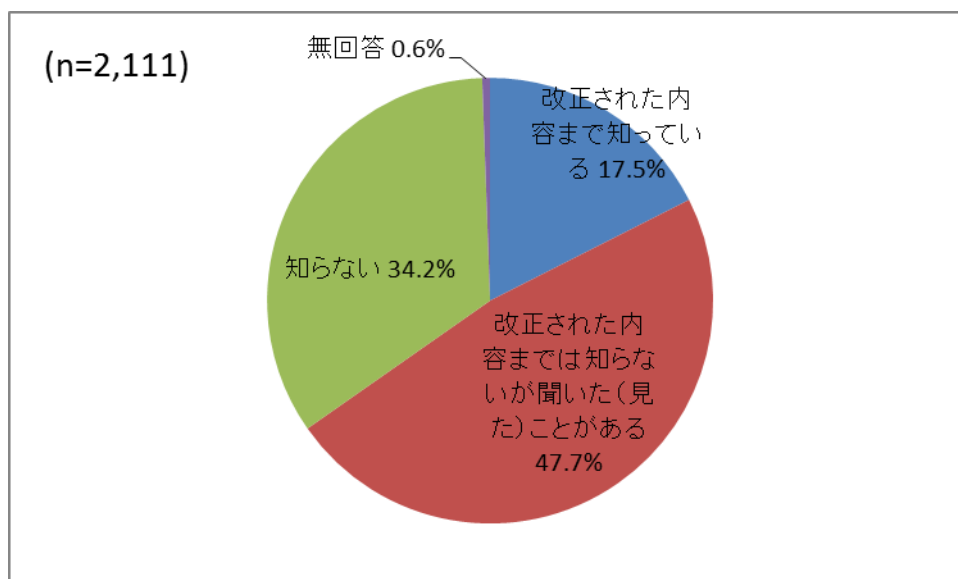
問5. 平成23年6月に成立した「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」により、パブリック・サポート・テスト（PST）要件の緩和や、認定NPO法人への寄附者は所得控除と税額控除を選択できるなどの税制改正が行われたことは御存知ですか。該当する番号ひとつを選んでください。（n=2,111）

	法人数	%
1. 改正された内容まで知っている	414	19.6%
2. 改正された内容までは知らないが聞いた(見た)ことがある	1,072	50.8%
3. 知らない	613	29.0%
4. 無回答	12	0.6%
合計	2,111	100.0%



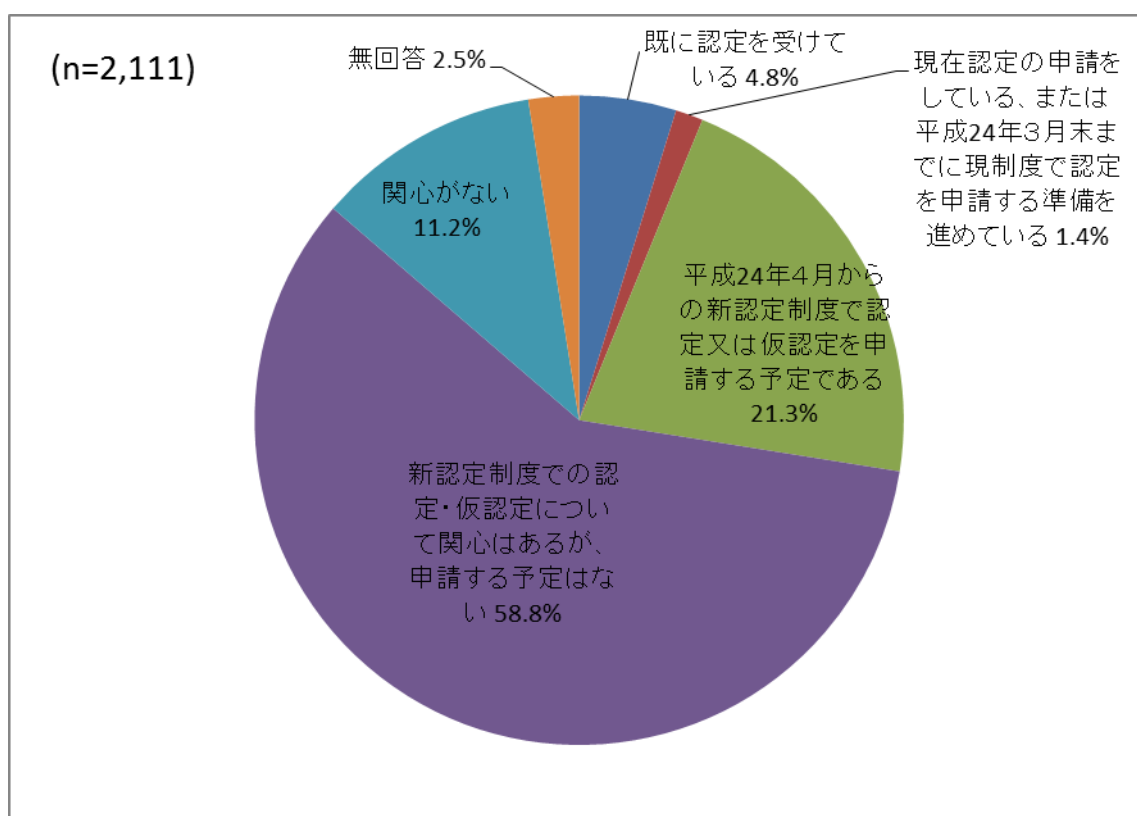
問6. 平成23年6月に成立した「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」により、平成24年4月から新たな認定制度（新認定制度）が施行されることを御存知ですか。該当する番号ひとつを選んでください。（n=2,111）

	法人数	%
1. 改正された内容まで知っている	370	17.5%
2. 改正された内容までは知らないが聞いた(見た)ことがある	1,008	47.7%
3. 知らない	721	34.2%
4. 無回答	12	0.6%
合計	2,111	100.0%



問7. 「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」の概要（別紙）をお読みいただいた上でお答えください。貴法人は、認定NPO法人制度を利用したいと思いますか。該当する番号ひとつを選んでください。（n=2,111）

	法人数	%
1. 既に認定を受けている（問12へ）	102	4.8%
2. 現在認定の申請をしている、または平成24年3月末までに現制度で認定を申請する準備を進めている（問12へ）	29	1.4%
3. 平成24年4月からの新認定制度で認定又は仮認定を申請する予定である（問8へ） （注）仮認定を受けられるのは設立5年未満の法人ですが、経過措置として3年間は設立5年以上の法人にも適用されます。	450	21.3%
4. 新認定制度での認定・仮認定について関心はあるが、申請する予定はない（問11へ）	1,241	58.8%
5. 関心がない（問12へ）	236	11.2%
6. 無回答	53	2.5%
合計	2,111	100.0%

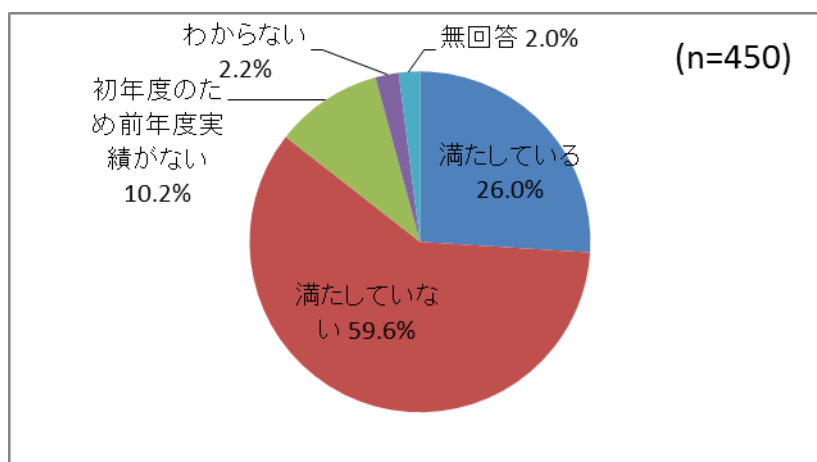


問 8. 貴法人の前事業年度及び今事業年度の活動及び財務状況について、以下の項目を満たして（または本年度満たす見込み）いますか。前事業年度及び今事業年度の該当する番号ひとつを選んでください。（n=450）（問 9 へ）

問 8-1. 総収入に占める寄附の割合が 20%以上である（相対値基準）、または、年 3,000 円以上の寄附者が 100 人以上である（絶対値基準）

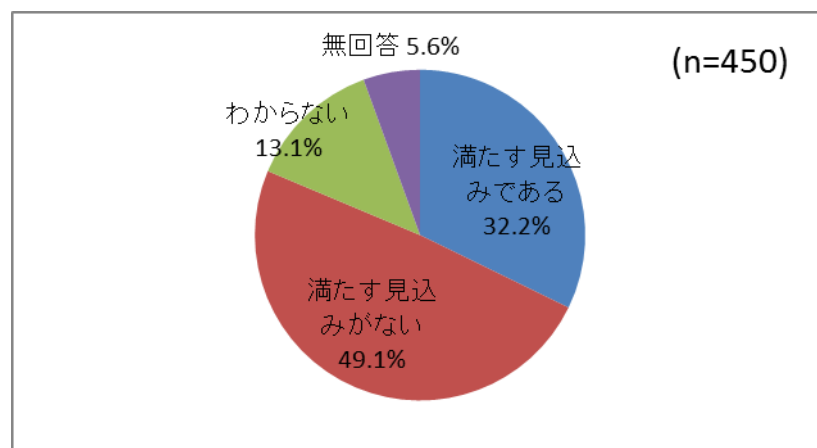
前事業年度 (n=450)

	法人数	%
1. 満たしている	117	26.0%
2. 満たしていない	268	59.6%
3. 初年度のため前年度実績がない	46	10.2%
4. わからない	10	2.2%
5. 無回答	9	2.0%
合計	450	100.0%



今事業年度 (n=450)

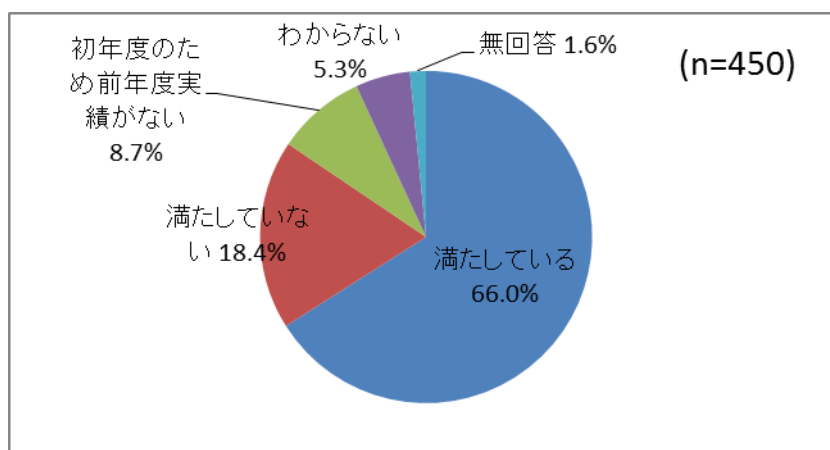
	法人数	%
1. 満たす見込みである	145	32.2%
2. 満たす見込みがない	221	49.1%
3. わからない	59	13.1%
4. 無回答	25	5.6%
合計	450	100.0%



問 8-2. 事業活動において共益的な活動（会員等に対するサービスの提供や会員相互の親睦会など）の占める割合が 50%未満である

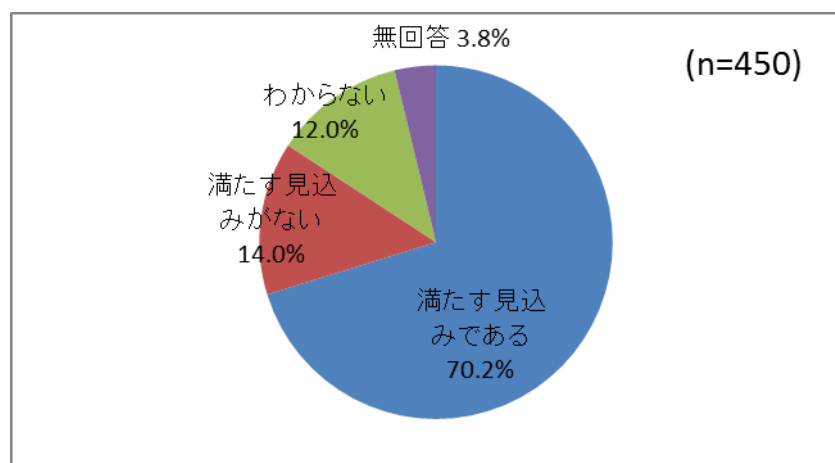
前事業年度 (n=450)

	法人数	%
1. 満たしている	297	66.0%
2. 満たしていない	83	18.4%
3. 初年度のため前年度実績がない	39	8.7%
4. わからない	24	5.3%
5. 無回答	7	1.6%
合計	450	100.0%



今事業年度 (n=450)

	法人数	%
1. 満たす見込みである	316	70.2%
2. 満たす見込みがない	63	14.0%
3. わからない	54	12.0%
4. 無回答	17	3.8%
合計	450	100.0%

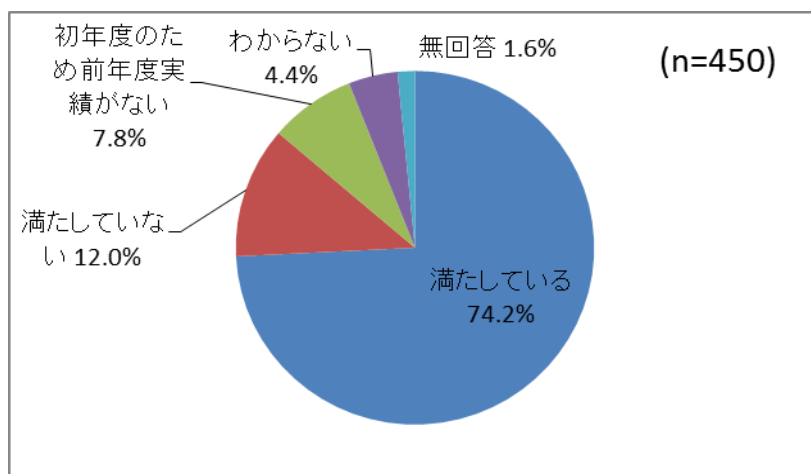


問 8-3. 経営組織及び経理が適切であり、以下の項目を満たしている

- ①役員に占める役員の親族等の割合が3分の1以下である
- ②役員に占める特定の法人の役員又は使用人等の割合が3分の1以下である
- ③会計について公認会計士等の監査を受けているか、青色申告法人と同等の取引を記録し、帳簿を保存している

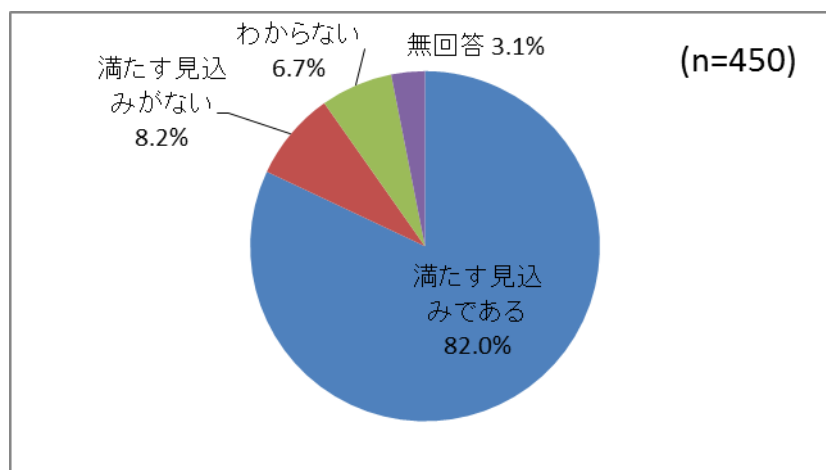
前事業年度 (n=450)

	法人数	%
1. 満たしている	334	74.2%
2. 満たしていない	54	12.0%
3. 初年度のため前年度実績がない	35	7.8%
4. わからない	20	4.4%
5. 無回答	7	1.6%
合計	450	100.0%



今事業年度 (n=450)

	法人数	%
1. 満たす見込みである	369	82.0%
2. 満たす見込みがない	37	8.2%
3. わからない	30	6.7%
4. 無回答	14	3.1%
合計	450	100.0%

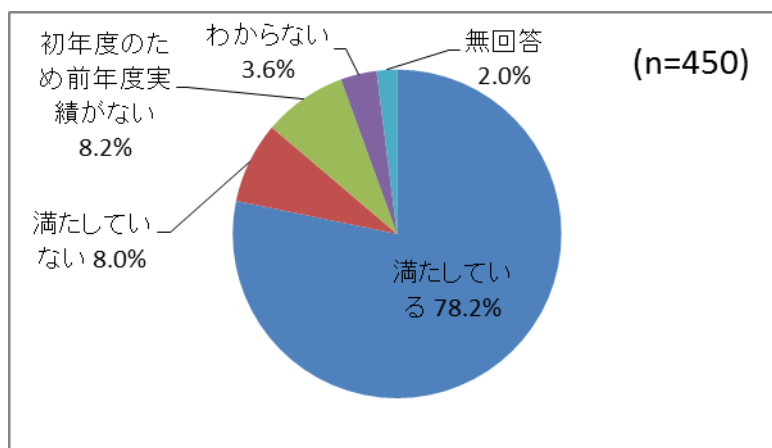


問 8-4. 事業活動の内容が適正であり、以下の項目を満たしている

- ①宗教活動、政治活動を行っていない
- ②役員、社員、寄付者等に特別の利益を与えない
- ③総事業費に占める特定非営利活動に係る事業費が 80%以上である
- ④受入寄附金の 70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充当している

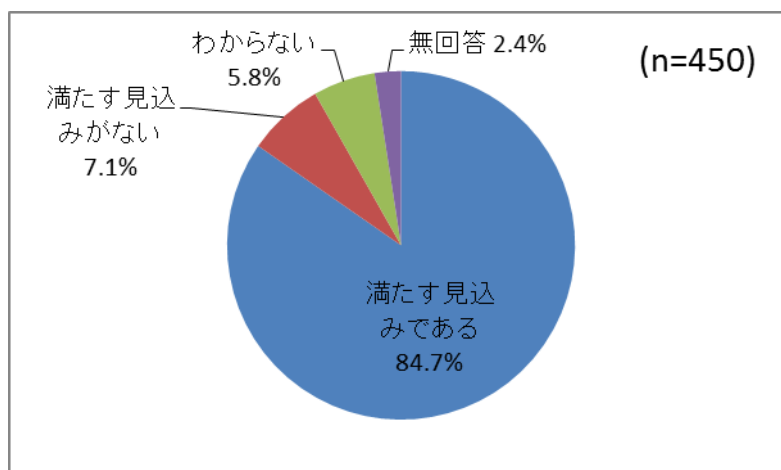
前事業年度 (n=450)

	法人数	%
1. 満たしている	352	78.2%
2. 満たしていない	36	8.0%
3. 初年度のため前年度実績がない	37	8.2%
4. わからない	16	3.6%
5. 無回答	9	2.0%
合計	450	100.0%



今事業年度 (n=450)

	法人数	%
1. 満たす見込みである	381	84.7%
2. 満たす見込みがない	32	7.1%
3. わからない	26	5.8%
4. 無回答	11	2.4%
合計	450	100.0%

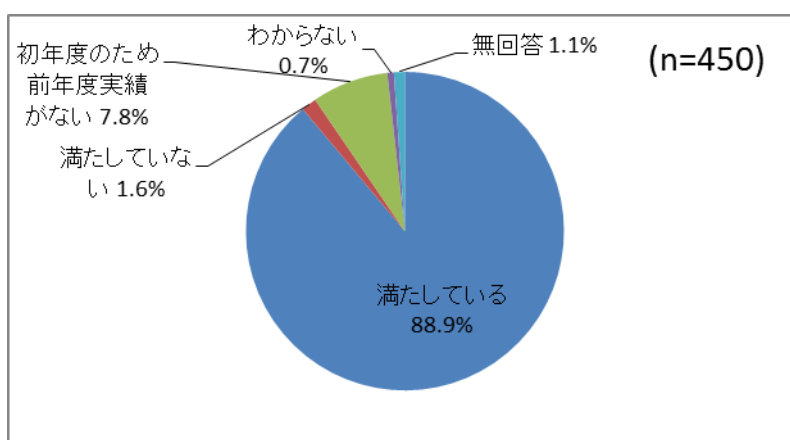


問 8-5. その他、以下の項目を満たしている

- ①情報公開を適切に行っている
- ②所轄庁に対して事業報告書等を提出している
- ③法律違反、不正の行為、公益に反する事実等がない

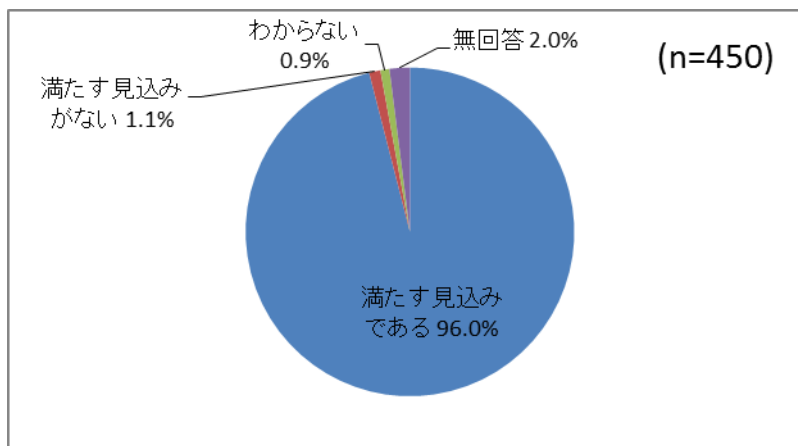
前事業年度 (n=450)

	法人数	%
1. 満たしている	400	88.9%
2. 満たしていない	7	1.6%
3. 初年度のため前年度実績がない	35	7.8%
4. わからない	3	0.7%
5. 無回答	5	1.1%
合計	450	100.0%



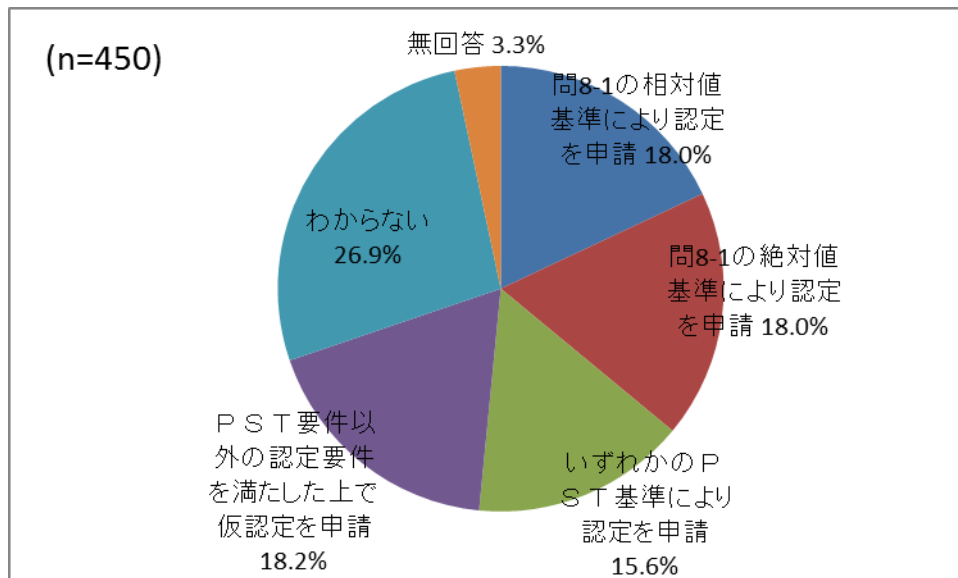
今事業年度 (n=450)

	法人数	%
1. 満たす見込みである	432	96.0%
2. 満たす見込みがない	5	1.1%
3. わからない	4	0.9%
4. 無回答	9	2.0%
合計	450	100.0%



問9. 貴法人は、新認定制度において、どの認定要件による申請を予定していますか。
 該当する番号ひとつを選んでください。(n=450)

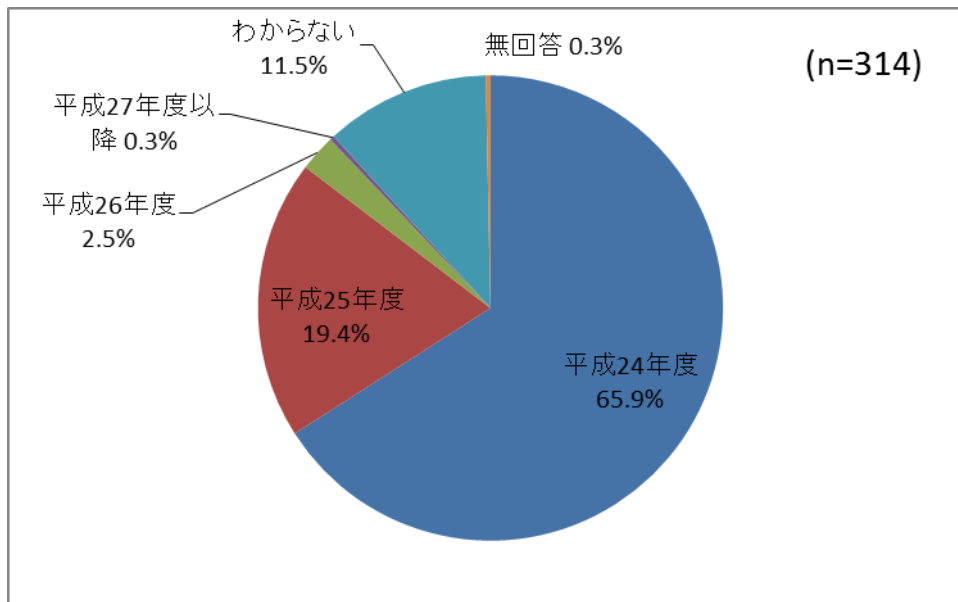
	法人数	%
1. 問8-1の相対値基準により認定を申請 (問10へ)	81	18.0%
2. 問8-1の絶対値基準により認定を申請 (問10へ)	81	18.0%
3. いずれかのPST基準により認定を申請 (問10へ)	70	15.6%
4. PST要件以外の認定要件を満たした上で仮認定を申請 (問10へ)	82	18.2%
5. わからない (問12へ)	121	26.9%
6. 無回答	15	3.3%
合計	450	100.0%



【問 10 は認定または仮認定を申請する予定の法人への質問】

問 10. 申請はいつ頃に行う予定ですか。該当する番号ひとつを選んでください。(問 12 へ)
(n=314)

	法人数	%
1. 平成24年度	207	65.9%
2. 平成25年度	61	19.4%
3. 平成26年度	8	2.5%
4. 平成27年度以降	1	0.3%
5. わからない	36	11.5%
6. 無回答	1	0.3%
合計	314	100.0%



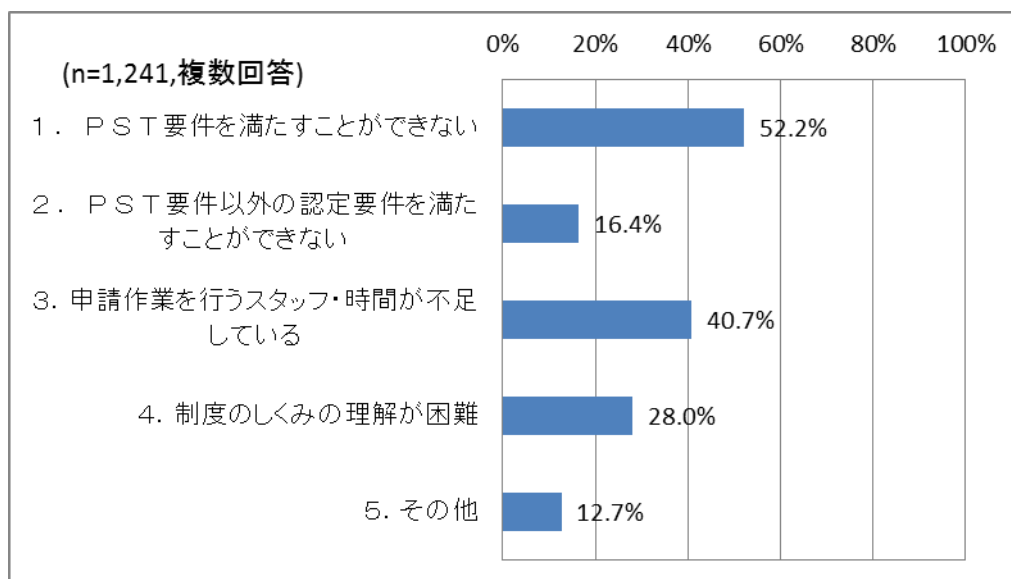
【問 11 は申請する予定のない法人への質問】

問 11. 申請を行う予定がない理由について、該当する番号すべてを選んでください。

(問 12 へ)

(n=1,241、複数回答)

	法人数	%
1. PST要件を満たすことができない	648	52.2%
2. PST要件以外の認定要件を満たすことができない	204	16.4%
3. 申請作業を行うスタッフ・時間が不足している	505	40.7%
4. 制度のしくみの理解が困難	348	28.0%
5. その他	157	12.7%

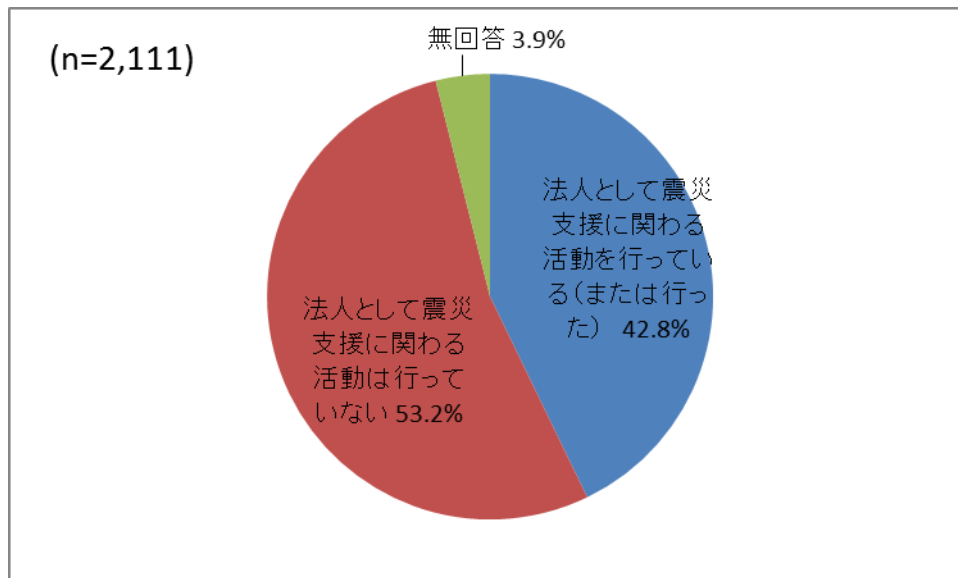


【東日本大震災の被災者支援との関わりについて】

問 12. 貴法人は、東日本大震災の支援に関わる活動を行っていますか。該当する番号ひとつを選んでください。

(n=2,111)

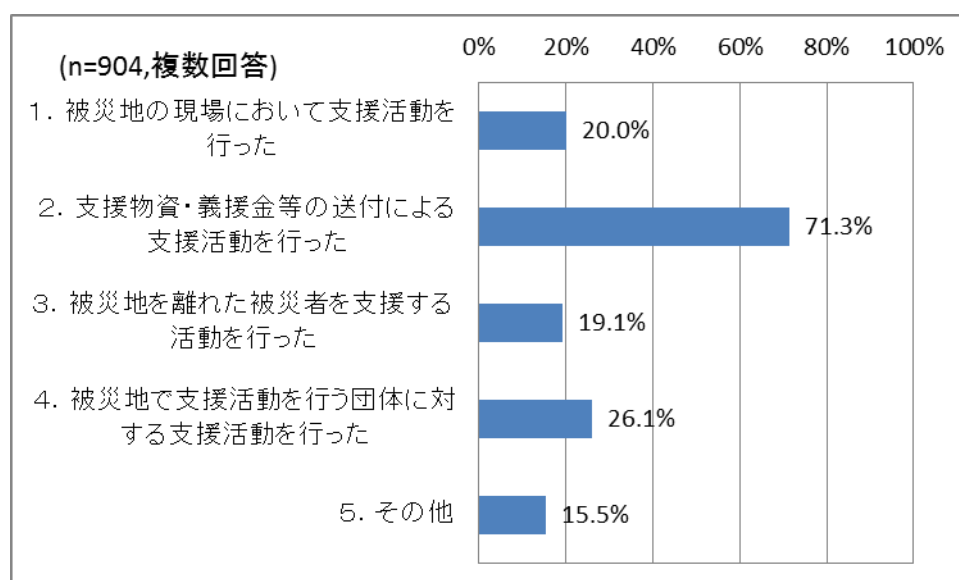
	法人数	%
1. 法人として震災支援に関わる活動を行っている(または行った)	904	42.8%
2. 法人として震災支援に関わる活動は行ってない	1,124	53.2%
3. 無回答	83	3.9%
合計	2,111	100.0%



問 13. 貴法人は東日本大震災の支援に関してどのような活動を行いましたか。該当する番号すべてを選んでください。(問 14 へ)

(n=904, 複数回答)

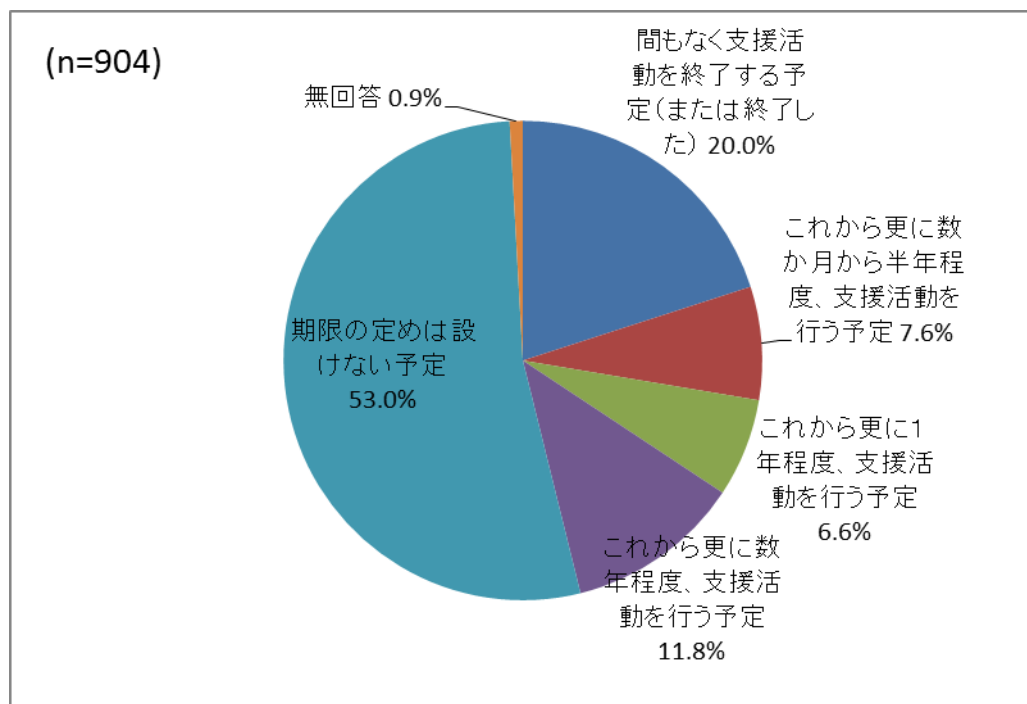
	法人数	%
1. 被災地の現場において支援活動を行った	181	20.0%
2. 支援物資・義援金等の送付による支援活動を行った	645	71.3%
3. 被災地を離れた被災者を支援する活動を行った	173	19.1%
4. 被災地で支援活動を行う団体に対する支援活動を行った	236	26.1%
5. その他	140	15.5%



問 14. 貴法人の東日本大震災の支援に関わる活動の今後の予定について、該当する番号
ひとつを選んでください。

	法人数	%
1. 間もなく支援活動を終了する予定(または終了した)	181	20.0%
2. これから更に数か月から半年程度、支援活動を行う予定	69	7.6%
3. これから更に1年程度、支援活動を行う予定	60	6.6%
4. これから更に数年程度、支援活動を行う予定	107	11.8%
5. 期限の定めは設けない予定	479	53.0%
6. 無回答	8	0.9%
合計	904	100.0%

(n=904)



平成 23 年度税制改正及び新認定制度等に関する調査 質問項目

問 1. 主たる事務所のある都道府県をお答えください。

1. 都道府県（都道府県名： ）

問 2. 特定非営利活動法人（NPO法人）の認証年月をお答えください。

平成（ ）年（ ）月

問 3. 「認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）制度」を御存知ですか。該当する番号ひとつを選んでください。

1. 制度の内容まで知っている
2. 制度の内容までは知らないが名前程度なら知っている
3. 知らない

問 4. 「認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）」になることで得られるメリットはどういうものであると思いますか。該当する番号全てを選んでください。

1. 寄附者が税制優遇措置を受けられるので、寄附金を集めやすくなる
2. 認定特定非営利活動法人自身が、税制上の優遇措置を受けることができる
3. 社会的信用・認知度が高まる
4. 内部管理がしっかりする
5. その他

【平成 23 年度税制改正及び平成 24 年度からの新認定制度について】

問 5. 平成 23 年 6 月に成立した「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」により、パブリック・サポート・テスト（PST）要件の緩和や、認定NPO法人への寄附者は所得控除と税額控除を選択できるなどの税制改正が行われたことは御存知ですか。該当する番号ひとつを選んでください。

1. 改正された内容まで知っている
2. 改正された内容までは知らないが聞いた（見た）ことがある
3. 知らない

問 6. 平成 23 年 6 月に成立した「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」により、平成 24 年 4 月から新たな認定制度（新認定制度）が施行されることを御存知ですか。該当する番号ひとつを選んでください。

1. 改正された内容まで知っている
2. 改正された内容までは知らないが聞いた（見た）ことがある
3. 知らない

問7. 「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」の概要（別紙）をお読みいただいた上でお答えください。貴法人は、認定NPO法人制度を利用したいと思いませんか。該当する番号ひとつを選んでください。

1. 既に認定を受けている（問12へ）
2. 現在認定の申請をしている、または平成24年3月末までに現制度で認定を申請する準備を進めている（問12へ）
3. 平成24年4月からの新認定制度で認定又は仮認定を申請する予定である（問8へ）
（注）仮認定を受けられるのは設立5年未満の法人ですが、経過措置として3年間は設立5年以上の法人にも適用されます。
4. 新認定制度での認定・仮認定について関心はあるが、申請する予定はない（問11へ）
5. 関心がない（問12へ）

問8. 貴法人の前事業年度及び今事業年度の活動及び財務状況について、以下の項目を満たして（または本年度満たす見込み）いますか。前事業年度及び今事業年度の該当する番号ひとつを選んでください。（問9へ）

問8-1. 総収入に占める寄附の割合が20%以上である（相対値基準）、または、年3,000円以上の寄附者が100人以上である（絶対値基準）

- ・前事業年度
(1. 満たしている 2. 満たしていない 3. 初年度のため前年度実績がない 4. わからない)
- ・今事業年度
(1. 満たす見込みである 2. 満たす見込みがない 3. わからない)

問8-2. 事業活動において共益的な活動（会員等に対するサービスの提供や会員相互の親睦会など）の占める割合が50%未満である

- ・前事業年度
(1. 満たしている 2. 満たしていない 3. 初年度のため前年度実績がない 4. わからない)
- ・今事業年度
(1. 満たす見込みである 2. 満たす見込みがない 3. わからない)

問8-3. 経営組織及び経理が適切であり、以下の項目を満たしている

- ①役員に占める役員の親族等の割合が3分の1以下である
- ②役員に占める特定の法人の役員又は使用人等の割合が3分の1以下である
- ③会計について公認会計士等の監査を受けているか、青色申告法人と同等の取引を記録し、帳簿を保存している

- ・前事業年度
(1. 満たしている 2. 満たしていない 3. 初年度のため前年度実績がない 4. わからない)
- ・今事業年度
(1. 満たす見込みである 2. 満たす見込みがない 3. わからない)

問 8-4. 事業活動の内容が適正であり、以下の項目を満たしている

- ①宗教活動、政治活動を行っていない
- ②役員、社員、寄付者等に特別の利益を与えない
- ③総事業費に占める特定非営利活動に係る事業費が 80%以上である
- ④受入寄附金の 70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充当している

- ・前事業年度
(1. 満たしている 2. 満たしていない 3. 初年度のため前年度実績がない 4. わからない)
- ・今事業年度
(1. 満たす見込みである 2. 満たす見込みがない 3. わからない)

問 8-5. その他、以下の項目を満たしている

- ①情報公開を適切に行っている
- ②所轄庁に対して事業報告書等を提出している
- ③法律違反、不正の行為、公益に反する事実等がない

- ・前事業年度
(1. 満たしている 2. 満たしていない 3. 初年度のため前年度実績がない 4. わからない)
- ・今事業年度
(1. 満たす見込みである 2. 満たす見込みがない 3. わからない)

問 9. 貴法人は、新認定制度において、どの認定要件による申請を予定していますか。該当する番号ひとつを選んでください。

- 1. 問 8-1 の相対値基準により認定を申請 (問 10 へ)
- 2. 問 8-1 の絶対値基準により認定を申請 (問 10 へ)
- 3. いずれかの P S T 基準により認定を申請 (問 10 へ)
- 4. P S T 要件以外の認定要件を満たした上で仮認定を申請 (問 10 へ)
- 5. わからない (問 12 へ)

【問 10 は認定または仮認定を申請する予定の法人への質問】

問 10. 申請はいつ頃に行う予定ですか。該当する番号ひとつを選んでください。
(問 12 へ)

1. 平成 24 年度
2. 平成 25 年度
3. 平成 26 年度
4. 平成 27 年度以降
5. わからない

【問 11 は申請する予定のない法人への質問】

問 11. 申請を行う予定がない理由について、該当する番号すべてを選んでください。(問 12 へ)

1. P S T 要件を満たすことができない
2. P S T 要件以外の認定要件を満たすことができない
3. 申請作業を行うスタッフ・時間が不足している
4. 制度のしくみの理解が困難
5. その他

【東日本大震災の被災者支援との関わりについて】

問 12. 貴法人は、東日本大震災の支援に関わる活動を行っていますか。該当する番号ひとつを選んでください。

1. 法人として震災支援に関わる活動を行っている (または行った)
(問 13 へ)
2. 法人として震災支援に関わる活動は行っていない (アンケートは終了です)

問 13. 貴法人は東日本大震災の支援に関してどのような活動を行いましたか。
該当する番号すべてを選んでください (問 14 へ)。

1. 被災地の現場において支援活動を行った
2. 支援物資・義援金等の送付による支援活動を行った
3. 被災地を離れた被災者を支援する活動を行った
4. 被災地で支援活動を行う団体に対する支援活動を行った
5. その他

問 14. 貴法人の東日本大震災の支援に関わる活動の今後の予定について、該当する番号ひとつを選んでください。

1. 間もなく支援活動を終了する予定 (または終了した)
2. これから更に数か月から半年程度、支援活動を行う予定
3. これから更に 1 年程度、支援活動を行う予定
4. これから更に数年程度、支援活動を行う予定
5. 期限の定めは設けない予定

「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」の概要

1. 法律改正の背景・目的

- 阪神・淡路大震災（平成7年1月17日）後、ボランティア活動を支援する新たな制度として、平成10年に特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）が制定され、現在では、特定非営利活動法人（以下、NPO法人）の数は42,387法人（平成23年3月末時点）に上っている。東日本大震災（平成23年3月11日）後の復興支援においても、多数のNPO法人等が活躍している。
- 一方で、NPO法人支援のための認定NPO法人制度の利用は僅少であり（198法人、平成23年4月1日時点、NPO法人全体の0.47%程度）、また、NPO法人の約7割が財政上の課題を抱えるなど、未だ多くの課題を抱えている現状にある。
- 本改正は、このような現状に鑑み、NPO法人の活動の健全な発展をより一層促進するため行うものである。

2. 改正NPO法の概要

（1）認証制度の見直し—制度の使いやすさと信頼性向上のための措置—

①所轄庁の変更

2以上の都道府県に事務所を設置するNPO法人の認証事務を、内閣府に替えて主たる事務所の所在する都道府県（その事務所が1の指定都市の区域内のみに所在するNPO法人にあっては、当該指定都市）が行うこととする。

②活動分野の追加

これまでの17の活動分野に加え、「観光の振興を図る活動」「農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動」「法第2条別表各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市が条例で定める活動」を追加する。

③認証手続きの簡素化・柔軟化

所轄庁へ届出のみで定款の変更を行うことができる事項（役員の定数等）を追加する。社員総会の決議について、書面等による社員全員の同意の意思表示に替えることができるものとする。

④未登記法人の認証取消し

設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6月を経過しても設立を登記しないときは、所轄庁は認証を取り消すことができるものとする。

⑤会計の明確化

特定非営利活動法人が作成すべき会計書類のうち、「収支計算書」を「活動計算書」（活動に係る事業の実績を表示するもの）に変更する。 等

(2) 認定制度の見直し—財政基盤の強化を支援するための措置—

①新たな認定制度の創設

NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁（都道府県又は指定都市）の認定を受けることができることとする。（現行の国税庁による認定制度は廃止）

②認定基準の緩和（分離税制改正法（国税・地方税）による税制改正）

広く市民の支持からの支援を受けているかどうかを判断するための基準（PST：パブリック・サポートテスト）について、従来の相対値基準（寄附金が総収入に占める割合が1/5以上）の他に、絶対値基準（各事業年度に3,000円以上の寄附を平均100人以上から受けること）又は事務所所在地の自治体の条例による個別指定のいずれかを選択できることとする。

③仮認定制度の導入

設立初期のNPO法人、特に設立後5年未満の法人については、財政基盤が脆弱な法人が多いという事実を鑑み、1回に限り、スタートアップ支援として、PST要件を免除した仮認定（有効期間は3年間）により税制優遇を受けられる制度—仮認定制度—を導入する。

なお、経過措置として、改正NPO法施行後3年間は、設立後5年以上の法人も仮認定を受けられることとする。

※新たな認定制度においては、分離税制改正法において盛り込まれた措置の適用—寄附者は所得税法上の所得控除と税額控除を選択可能（地方税法とあわせて寄附金額の最大50%）等—が認められる。

④監督規定の整備

所轄庁は、必要に応じて、監督権限（報告徴収及び立入検査、勧告、命令、認定取消し）を行使することができることとする。また、その他の事業から生じた利益が、特定非営利活動に係る事業に確実に充てられることを担保するため、必要に応じて、その他の事業の停止を命ずることができることとする。

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人について、所轄庁による監督を補完するため、従たる事務所所在地の知事も、当該都道府県内において、一定の監督権限（報告徴収及び検査、勧告、命令）を行使することができることとする。

あわせて、所轄庁と従たる事務所所在地の知事が、関係機関と連携して監督できるよう、関連情報の通知などの仕組みを設ける。

(3) その他

①情報の提供

内閣府及び所轄庁は、NPO法人の活動状況に関するデータベースの整備などを通じて情報提供に取り組む。

②検討

改正法施行後3年を目途として、認定制度や「特定非営利活動法人」という名称の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられることとする。

(4) 施行期日 平成24年4月1日